

将来の日本を背負う

子供たちを見つめて

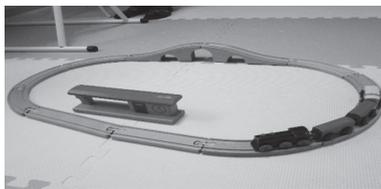
「保育」「育児」に関しての多くの問題が社会に投げかけられて、関心を持たれている方も多いのではないのでしょうか。

私は、2年間という短い期間ではありますが、認可外保育園を運営していたことがあります。施設長という立場で、保育の現場に携わっていました。きっかけは、「自分の子育てを終了しつつあったので、子育て経験を生かして社会貢献したい」という考えが主だったものでした。しかし、現実的には、保育園の運営は甘いものではなく、保育の現場の把握と経営という2つを、どのようにしていくかという、頭では簡単に割り切れない課題を抱えながらの経営でした。

そこで、自分自身の経験も踏まえて、「子育て」の観点から、「保育」を考えてみたいと思い、調べてみました。

「育児」と「保育」の違い

昭和の終わりから平成、そして令和と、時代の変遷を経て、子育ての形が変わりつつあります。まずは、「育児」と「保育」の違いは何でしょうか。「育児」は、親が育てることです。わが子は可愛いのは勿論と思うのと同時に、厳しい毎日が伴うことも事実です。祖父母がそばに居れば、手伝って貰うことも可能ですが、離れている場合も多く、なかなか理想的には行かないものです。もう一方の「保育」は、保育士が行う業務です。子供が好きな人が選ぶ職業ですし、国家資格保有者なので、女性が選択する確率が高いのかもしれませんが、今は男女均等の社会ですので、現に男性の保育士も多々いる時代です。保育は、他人の子供を一度に複数人数受け入れなければならないので、おのずと通常の「育児」とは違ってきます。



保育所で使っているプラレール



お散歩カート

【保育所保育指針とは】(平成30年3月厚生労働省編「保育所保育指針解説」から抜粋)

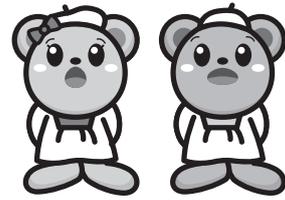
この指針は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「施設運営基準」という。)第35条の規定に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関連する事項を定めるものである。各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実績に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。

日頃目にする機会は少ない文章であります。どのような保育所も原則的に、この指針に則って経営していると考えて頂ければよいと思います。ほぼ毎年、指針は改定されています。より良い保育を熟考して、という視点ですが、現場の保育士は、目の前の子供たちとの関りを主として、日々奮闘しているのが現状です。



保育園の種類

私が認可外保育園を経営していた時は、「認可外は事故が多くダメな保育園」というレッテルを張られていた時代でした。母親に「認可に入れないから、入れるまでの繋ぎで認可外に入れる」とはっきり言われたこともあります。現在、大規模認可保育園は勿論ありますが、認可、認可外問わず、形態を変えて運営されています。その保育園の紹介をしてみたいと思います。



▷ 認可保育園

国が定めた認可基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備など）を満たし、都道府県知事（政令指定都市市長、中核市市長を含む）に認可された施設です。「公立認可保育園」と「私立認可保育園」があります。「公立認可保育園」は自治体が、「私立認可保育園」は社会福祉法人、NPO法人、株式会社等が運営しています。「認可保育園」の場合、国から補助金が出ます。各自治体が補助金を上乗せすることもあります。保育士の資質向上に関わる補助金もあり、保育園の方針などによって、上乗せされる補助金も変わってきます。

▷ 地域型保育事業

自治体が定めた基準を満たした事業者が、交通利便の高い賃貸物件等で子供を保育する事業で、自治体が認可しています。原則としては、定員が19人以下の少人数保育のため、子供一人一人の発達過程や心身の状況に応じて、きめ細やかに対応できる、子供に親しみやすく、安心感が得られる保育環境が特徴です。

札幌市では、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業があります。

- ・家庭的保育事業 ……定員5人、事業主の居宅で保育するタイプ。
- ・小規模保育事業 ……A型、B型、C型の3タイプがあり、それぞれ定員、保育士割合が違ってきます。
- ・事業所内保育事業 ……保育所型と小規模型があり、定員、保育士割合が違います。保育場所は、主に会社等の事業所内に併設されています。

▷ 認定こども園

近年都市部においては、幼稚園の定員割れ、保育所の超過入所、待機児童の発生、地方においては、子供の集団の小規模化など、従来の施設の枠組のみでは解決できない問題が発生しています。このような状況や多様化する保護者のニーズなどに対応するため、平成18年10月の就学前保育等推進法施行により、幼稚園・保育所という従来の枠組みに加え、新たな選択肢として「認定こども園」が制度化されました。次のようなタイプがあります。

- ・幼保連携型 ……幼稚園的機能と保育所機能を併せ持つ唯一の施設として、認定こども園として機能を果たす。
- ・幼稚園型 ……認可幼稚園が保育が必要な子供のための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす。
- ・保育所型 ……認可保育所が、保育が必要な子供以外の子供も受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たす。
- ・地方裁量型 ……幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として機能を果たす。

▷ 認可外保育園

乳幼児の保育業務を目的とする施設で、自治体からの認可を受けていない施設のことです。認可外保育施設の設置者には、児童福祉法に基づき、事業開始日から1か月以内に自治体に届出することが義務付けられています。また、児童福祉法に基づいて適正な保育内容及び環境が確保されているかどうか、立入り調査を行い、基準を満たしている施設には証明書を発行しています。保護者が認可外保育園を利用する前の判断材料にもなっています。サービス内容の掲示、契約内容の書面交付も義務づけられています。

【保育施設の歴史】

世界初の保育園ができたのは、1779年フランスにて誕生した「幼児保護所」という施設だそうです。創設者は、ドイツ人牧師ヨハン・フリードリヒ・オーベルランで、フランスの町ヴァルターズバッハの地区開発をすることについて、町の子供たちや成人を対象に、編み物学校を開設しました。その中で5歳までの子供たちに向けたクラスが「幼児保護所」です。しかしながら、子供たちが健康やかに育つ環境にはなく、この状態を改善するために、オーベルランは、言語や教養を得る機会を与えることによって、健全な社会を築こうとしました。オーベルランは、「子供達には厳しすぎず、常に優しい気持ちを持って」という、現代の保育にも通じる考え方を持っていました。

【現代の保育園の起源】

現在の保育園の形に近づけたのは、イギリスのマクミラン姉妹です。イギリスにおける最初の保育施設は、ロバート・オーエンが1816年に開設した「性格形成学院」の中の「幼児学校」という形で保育所を設けました。当時のイギリスの教育では、子供を叩いて教えるというのが通常であった中で、叱らない、罰を与えないなどの愛情豊かな保育を実践したと言われています。

そのような中で、マクミラン姉妹は、「すべての子供をあなた自身の子供のように育てなさい」という理念のもとで、1911年、「保育学校」をロンドンの貧民区に開設します。

「保育学校」は、共働き家庭の5歳以下の子供たちを対象にした施設であり、お昼寝や衛生面での指導や、屋外遊びによる身体作りを基盤とした保育内容でした。

【日本の保育園の始まり】

日本の保育園は、民間の託児所から始まり、1871年(明治4年)、文明開化の頃に日本に来たアメリカの女性宣教師が横浜に開いたのが、「亜米利加婦人教室」です。当時は、外国人と日本人との混血問題が社会問題になっていたため、女性宣教師ミセス・ブライアンたちが、立ち上がり、この施設を作りました。

【日本人による初めての保育園】

1890年(明治23年)創設者赤沢鍾美(あつとみ)が、新潟で開設した「静修女学院附設託児所」が、日本人による初めての保育園になります。静修女学院には、子供を連れて登校しなければならない女生徒が多く、それを支援するために、授業中に幼児を預かる施設として開設されたものでした。現在の「赤沢保育園」は、社会福祉法人化して、120年の歴史の下、新潟で保育事業を営んでいます。

幼保無償化について

平成から令和の時代、子供たちの生活環境にもかなりの変化が生じています。保護者の働き方も変わり、昼夜問わず、子供たちには、健全で安心できる居場所が必要だと感じています。事情により家庭で育児できない場合、保育所の力を借りて、子供の健やかな育ちを見守ることは、今後、健全な社会人育成のための一歩だと思っています。

令和元年10月1日からは、幼保無償化が始まりました。どんな制度が触れてみたいと思います。

▷幼保無償化

幼稚園や保育所に通う子供の利用料を無料にしたり、減額したりする制度です。子育て世代の負担を軽くすることで、少子化対策につなげる狙いがあります。

3～5歳児で認可保育園や幼稚園、認定こども園などに通う場合、無償となります。ただし、一部の私立保育園は、月25,000円までが補助されます。0～2歳児は、所得の低い住民税非課税世帯に限り対象となります。認可外保育園の場合は、共働き等、「保育の必要性がある」と自治体からの認定があれば対象となり利用料が援助されます。3～5歳児は月37,000円、0～2歳児(住民税非課税世帯のみ)月42,000円の上限があります。

まとめ

▷行政書士として

現在、ある認可保育園の補助金申請や諸手続き等の支援をさせて頂いています。私が過去に、園長として保育事業に関わっていたので、園長の苦勞や悩みを共有できることもあります。今後、新規事業として、保育事業を立ち上げたい方もいらっしゃると思います。札幌市の場合、子ども未来局に提出する書類も多いので、法人化や様々な手続きにおいて、支援できる部分が沢山あると思います。

▷一人の社会人として考えること

どこの保育所でも、保育士の確保に頭を悩ませています。子供好きだからと言っても、様々なタイプの子供たちに対応することは、難しいケースもあります。保育士は国家資格なので、一度取得すると、自分の事情が許す限り生涯働くことができます。ただ、思ったよりも体力が必要で、朝7時頃から夕方6時ごろまでは、子供を預かる場合がほとんどですので、大変な労力を必要とします。結婚や出産を機会に、保育士を辞めてしまう場合も多く、施設長としては次の保育士を探すのに必死なのが現状です。なぜならば、年齢別の子供の人数によって、保育士の人数が決まっているからです。潜在化している保育士を引き上げて、今後の日本の将来のために、質の高い保育を提供できる保育所が、どんどん増えて欲しいと願うばかりです。

私の子育ての時代は、「三つ子の魂百まで」と周りから言われていたものです。「子供をどこかに預けて働くのは論外」という風潮で、「専業主婦は、家庭で子供を育てるのが当然」の時代でした。子育てを「人生上の一大事業」と捉えれば、子育ては難しいと考えがちですが、違った観点から見れば、誰かに助けをもらいながら完成させていけばいい、という考え方も存在するのだ、とも思えます。現在の子育ては、母親任せではなく、父親も子育てに関与して、成長を見守っていく、という風潮が主流のようです。子育ての方法や価値観が違ったとしても、最終的に自立した社会人として、世に送り出すことができれば、役割を果たしたのではないかと、思うところです。



室内保育で座る椅子